

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分
		前年度からの繰越未決	本年度の起訴	計	有罪に係る人員及び金額								
					有罪	無罪	公訴権減	未決	懲役刑を科せられた人の人員	罰 金			
										人 員	金 額		
申告所得税	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人 -	内	人(社) 4	千円 -	申告所得税
		1	4	5	4	-	-	1	4		4	47,000	
法人税	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人 -	内	人(社) -	千円 -	法人税
		7	3	10	10	-	-	-	13		10	72,300	
その他	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人 -	内	人(社) 2	千円 -	その他
		-	1	1	1	-	-	-	2		2	18,000	
合 計	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人 -	内	人(社) 6	千円 -	合 計
		8	8	16	15	-	-	1	19		16	137,300	

調査期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 -	第 159 条	外	件 -	脱税犯規定	外	件 -
		4			10			1
第 243 条 〔平成 22 年度の 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度の 改正前の 164 条を含む。〕	外	10	両罰規定	外	1
		-			-			-
合 計	外	-	合 計	外	10	合 計	外	1
		4			10			1

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒 類 造 者	酒 類 販 売 業 者														
要件 処理数	前 年 度 未 済 処 理 数	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前 年 度 未 済 処 理 数	要件 処理数	
		検 挙	外	2	-	3	5	-	5	-	-		-	-	-			検 挙
	外	2	-	3	5	-	5	1	-	1	-		-	-	検 挙			
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	2	-	3	5		5	-	-	-		-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数
		外	2	-	3	5		5	1	-	1		-	-	-	通 告 処 分		
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	告 収 税 官 吏	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	告 収 税 官 吏		
	発 そ の 他	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-	発 そ の 他	
		外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
不 告 発	外	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	外	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 告 発	
本 処 理 未 済 件 数	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
		-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		-	-	-	-		-	4,119	-	4,119	441	-	-	-	-		-	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	160	-	137	297		297	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額		
		512	-	680	1,192		1,192	1,320	-	1,320	-	-	-	-	-			

調査対象等：平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			た ば こ 税 及 び た ば こ 特 別 税			印 紙 税	航 空 機	電 源 開 発	合 計	区 分			
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計		たばこ 特別税分	燃 料 税				促 進 税	
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	5	検 挙		
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	6			
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	5	通 告 処 分 収 税 官 吏 告 そ の 他 発 通 知 処 分 不 告 発 処 公 訴 分 権 消 前 減	処 理 済 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	6			
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
	発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
	処 公 訴 分 権 消 前 減	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			-
本 年 度 末 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	本 年 度 末 済 件 数		
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			
犯 則 に 係 る 額	外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	犯 則 に 係 る 額		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,560				
通 告 金 処 分 額		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	297	通 告 金 処 分 額		
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	2,512			

調査対象等：平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
		免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計					
		酒類等製造者	酒類販売業者																			
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	通 告 処 分	外	2	-	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	通 告 処 分	
			2	-	3	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6		
	計	外	2	-	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	計	
			2	-	3	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6		
履行等件数	通に告よる履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通に告よる履行発	履行等件数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	通公訴告権消後減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通公訴告権消後減		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	通 告 履 行	外	2	-	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		通 告 履 行
			2	-	3	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6		
	計	外	2	-	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		計
			2	-	3	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6		
本年度末履行未済件数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度末履行未済件数		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
通告履行罰科金額 通相	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額 通相		
		160	-	137	297	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	297			
		512	-	680	1,192	1,320	-	1,320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,512			

調査期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 「揮発油税」には地方揮発油税を含む。
3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者															非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の					
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者																
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額			
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外3 3	38,091	-	-	外3 3	38,091	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	外2 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外2 2	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	外2 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外3 3	38,091	-	-	外5 5	38,091	-	-	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日

(注) 1 「(1)検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	1	第15条第3項	1	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	1	合 計	1	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-		
		第23条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
		第24条	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1) 検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。